

## いの町における水防協力団体との水防協力活動実施要領

### (通則)

第1条 いの町水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体と、水防団又は水防活動を行う消防機関（以下「水防団等」という。）との連携については、水防法及びその関連通知並びにいの町水防計画（地域防災計画）のほか、この要領に定めるところによる。

### (水防団等と水防協力団体との連携)

第2条 いの町水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、水防団等による水防活動に対する協力業務であり、いの町からの情報提供や指導、助言を受け、水防団等と密接に連携して行うものとする。

### (活動報告書の提出)

第3条 水防管理者は、水防団等と連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「いの町水防協力団体協力活動報告書」（様式）を提出させることができる。

### (情報提供等)

第4条 水防管理者は、いの町水防協力団体指定要領第4条（令和6年いの町告示第22号）に基づき提出された「いの町水防協力団体協力活動業務計画書」や前条の「いの町水防協力団体協力活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報の提供や指導、助言を行う。

### (その他)

第5条 この要領を変更する必要があるときは、関係機関と調整の上、改訂するものとする。

2 その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

### 附 則

この要領は、令和6年3月5日から施行する。

様式（第3条関係）

いの町水防協力団体協力活動報告書

年 月 日

いの町水防管理者  
いの町長 様

住 所  
(事務所所在地)  
団体の名称  
代表者氏名

別紙のとおり水防協力活動を実施したので、いの町における水防協力団体との水防協力活動実施要領第3条の規定に基づき提出します。